

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿の事前調査結果の報告が義務化されます

一定規模以上の建築物、工作物、船舶の解体・改修工事は、
石綿含有の有無の事前調査の結果等を、あらかじめ、
電子システムで報告することが義務になります
（令和4年4月1日以降に開始する工事から適用）

報告が必要な工事 石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要です
解体部分の延べ床面積が80m²以上の建築物の解体工事

建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体工事・改修工事

建築物と工作物の両方を含めた工事全体の請負金額が100万円以上である場合も報告が必要です

工作物とは、以下の特定工作物に限られます

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備、焼却設備、煙突
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル

総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体・改修工事

報告の方法

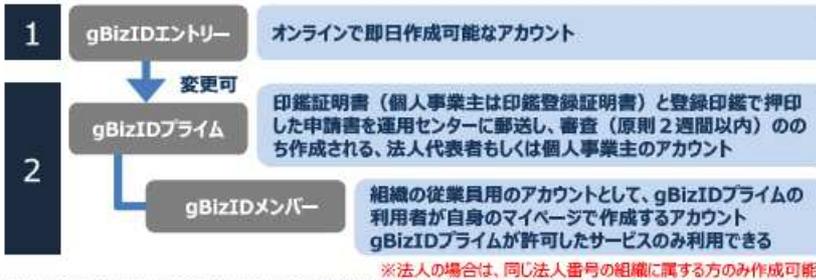
- ・ 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要があります
- ・ 平成18年9月1日以降に着工した工作物、船舶について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要です

石綿事前調査結果報告システム (GビスIDが必要です)



● GビスIDの概要

GビスIDには次の3種類のアカウントがあります。



● アカウント登録に必要なもの

GビスIDを利用するには、次のものが必要です。

アカウント種別	メールアドレス (アカウントID)	操作端末	プリンター	印鑑証明書と登録申請書	スマートフォンもしくは携帯電話※
gBizIDエントリー	○	○	×	×	×
gBizIDプライム	○	○	○	○	○
gBizIDメンバー	○	○	×	×	○

建築物の事前調査は、

- ①建築物石綿含有建材調査者 又は
令和5年9月30日以前に日本アスベスト
調査診断協会に登録され、事前調査を
行う時点においても引き続き同協会に
登録されている者
のいずれかが実施する必要があります
(令和5年10月1日施行)

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトを
ご覧ください



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
(トップページ >
工事の元請業者のみなさまへ)

お問い合わせ

釧路労働基準監督署 第2・3方面 電話 0154-45-7836